

平成29年度 国立大学法人筑波技術大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

学士課程

【1】障害に配慮したきめ細かい指導・支援

聴覚・視覚障害者の障害特性と発達特性に即した指導を行う。

聴覚障害学生に対しては、専任教員は授業において手話を使用し、パワーポイントや資料配付、板書などの視覚的情報を用いるとともに、補聴器や人工内耳を通して聴覚活用が可能な学生に対しては、補聴援助システムを利用する。また学外の非常勤講師の授業、学外講師による講座等においては、最新の技術を活用した PC 文字通訳や高等教育レベルの学術的内容を訳出できる通訳者による手話通訳を実施する。

視覚障害学生に対しては、専任教員は授業において話しことばによる説明を中心とし、学生個々の見え方や情報リテラシーに応じて点字、拡大文字、電子ファイル、録音の資料を配付する。さらに視覚情報を補うために、点図や立体コピーによる触図を用いるとともに、可能な限り対象物に触れて理解する機会を設ける。また、学外の非常勤講師の授業、学外講師による講座等においては、事前に教材のメディア変換を実施する。

さらに個々の学生の障害状況に配慮した指導・支援を実施するため、少人数クラス編成、クラス担任・副担任制、アカデミックアドバイザー制を整備する。また複数の障害を併せ有する学生に対しては、特別支援委員会及び保健管理センターとクラス担任等が連携し、授業参加及び学生生活における課題について個別に対応する。

- ・【1-1】授業アンケート等の調査結果を基に、必要に応じて情報保障の実施方法・体制に関する検証・修正を行い、聴覚・視覚障害者の障害特性と発達特性に即した少人数による双方向の授業を行う。
- ・【1-2】聴覚障害学生に対する情報保障については、手話・音声・視覚的映像(パワーポイント等)・資料・板書など多様な手段の活用を継続して行う。また、学外講師による講義の情報保障については、パソコン文字通訳・遠隔情報保障(文字通訳)並びに高等教育レベルの内容に適した手話通訳を継続して実施する。さらに、補聴器や人工内耳を通して聴覚活用が可能な学生に対しては、聴覚活用支援、補聴援助システム活用支援を継続して行う。
- ・【1-3】視覚障害学生に対しては、少人数による双方向の授業を行い、情報リテラシーを高めるための講義を充実させる。点字、拡大文字、電子ファイル、DAISY教材、点図、触図、3Dプリンター等の教材を活用し、情報保障を行う。
- ・【1-4】少人数クラス編成(10～20名)、クラス担任・副担任制、アカデミックアドバイザー制(教員1人:学生3～5人)の体制の下、きめ細かい学修支援を行う。また、複数の障害を併せ有する学生に対しては、特別支援委員会及び保健管理センターとクラス担任等が連携し、授業や学生生活の課題について個別に対応する。

- ・【1-5】新任教員を対象に指導・支援方法に関する初任者研修，手話研修を実施し，1年以内に情報保障手段を習得させる。

【2】体系的で一貫性のある教育課程の編成

入学から卒業まで，教養教育から専門教育までの全ての段階を通して一貫したカリキュラムポリシーに基づいた教育課程を編成する。

幅広い教養の涵養，基礎学力の伸長，障害理解及び健康の維持・増進に必要な教養科目を再編成する。

各専門分野の技術の高度化，専門化等社会のニーズに柔軟に対応できる専門的知識・技術とその応用能力を育成するため，1年次からの系統的な専門教育科目を編成する。

また，個々の学生の適性や目標に応じた学修プログラムに対応したコースや履修モデルを作成する。例えば，産業技術学部産業情報学科では情報科学，機械工学，建築工学の3領域に，保健科学部情報システム学科では「ソフトウェア開発コース」，「インターネットテクノロジーコース」などの5つのコースに細分するなど，全学科で履修コース・モデル等を設定する。

- ・【2-1】平成32年度までに実施を予定している学部改編に向けて，両学部の学科・専攻の教育課程編成を具体的に決定する。編成案の策定に際しては，教養教育から専門教育まで系統的に学べるカリキュラムやコース・モデルを作成する。
- ・【2-2】保健学科鍼灸学専攻では，あん摩マッサージ指圧師，はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則等改正に対応するための新カリキュラムを検討する。

【3】多様な教育課程の編成

理学療法士国家資格取得など社会人の学び直しのための2年次編入学，特別支援学校専攻科修了者の3年次編入学を平成28年度中に実施し，その他医療系の複数の資格取得希望（はり師・きゅう師と理学療法士），中途視覚障害者や社会人の学び直し・キャリアアップなど，多様な教育課程を設置する。

- ・【3-1】産業技術学部では特別支援学校専攻科修了者の3年次編入学制度を導入する。また，保健科学部では2年次編入，3年次編入学を継続する。

【4】障害に配慮した適切な成績評価の実施

授業科目のシラバスを障害学生が確実に閲覧できるよう、個々の学生の障害に配慮した記載冊子及びウェブ表示とする。視覚障害学生に対しては点字版の添付、文字音声変換を行う。聴覚障害学生に対しては読みの能力に配慮した具体的な記述をする。

成績評価はシラバスに沿って厳密に行う。A+からDまでの5段階評価とし、A+は履修学生の10%程度とする。また成績優秀者、成績不振者の基準を明確にする。なお、試験、課題等の成績評価に際しての手法の適用においては、個々の学生の機能的障害に起因する困難状況に配慮する。

また、卒業においては、鍼灸学、理学療法学では各国家試験レベルに十分対応できることを条件にするなど、各学部のディプロマ・ポリシーに基づき、質を保証した学位を授与する。

- ・【4-1】前年度の検討結果を基に、現行シラバスの内容をわかりやすい記述に変更し、成績評価に関する記述を明確化する。
また、複数の障害を併せ有する学生も含め、障害学生が確実に閲覧できるよう、記載冊子及びウェブ表示を改善する。
- ・【4-2】成績評価にあたってはA+からDまでの5段階評価とし、シラバスに沿って厳密に行う。また、個々の学生の機能的障害に起因する困難状況にも配慮した、試験や課題を提供し、公正な評価を行う。
- ・【4-3】鍼灸学、理学療法学では各国家試験レベルに十分対応できることを条件にするなど、ディプロマ・ポリシーに基づき、質を保証した学位を授与する。

【5】アクティブラーニングの更なる発展と障害に即した手法の開拓

専門委員会を設置し、本学で行われている聴覚・視覚障害学生を対象としたアクティブラーニングの現状を整理するとともに、学生の障害特性、発達の特性に即した手法を開拓する。

具体的には、少人数教育の利点を活かした双方向の講義、演習、実験、実習、実技等を行うとともに、聴覚障害・視覚障害に起因する情報伝達、情報保障に配慮したディスカッション、グループワーク、プレゼンテーション、ディベート、反転学習、課題研究、他の教育機関との遠隔協調授業、高大接続教育プログラムなどを授業において展開する。

- ・【5-1】前年度の調査結果を基に、本学におけるアクティブラーニングの特徴を分類、整理する。これらデータの分析により、本学独自のアクティブラーニングの特色を明らかにし、その結果を公表する。
- ・【5-2】他大学や国際交流協定校と連携した遠隔協調授業の実施、近隣との大学や地域の交流及び特別支援学校等を対象とした高大接続教育プログラムの試行など、アクティブラーニングを授業等に活用する。

【6】キャリア教育

授業、各種講座、講演会、インターンシップ、職場実習、学外者との交流事業、アカデミックアドバイザー制度、ポートフォリオを通して、障害学生の人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力を育成する。さらに障害関係科目及び卒業生等を講師とした講座等を通して、障害に起因した活動参加制約を打破するためのセルフアドボカシースキルの向上をはかる。

- ・【6-1】 本学におけるキャリア教育の目標を教育活動の中に反映するため、キャリアデザイン・ポートフォリオを変更・改善するとともに、キャリアマトリクスシートを作成する。このシートを人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力、障害理解啓発能力等の諸能力を育成する際の指標とする。
また、インターンシップ先の新規開拓を進め、職域の拡大を進める。

【7】グローバル人材の育成

国際交流協定校との海外短期留学、留学生短期受入れ制度および英語サロン、TOEIC 対策講座などを積極的に活用し、外国語によるコミュニケーション力や異文化理解などの教養を身につけたグローバル人材を育成する。

- ・【7-1】 グローバル人材育成のため国際交流加速センター（仮称）を設置し、海外の交流協定校を中心に学生の派遣、受入れを推進し、年10%の割合で増加させる。
また、国際シンポジウムや講演会に学生を参加させ、学生が異文化に触れる機会を増やすとともに、現在実施している English Lounge、TOEIC 対策講座、留学準備講座等の実施回数を10%増やす等の留学支援を行う。

修士課程（大学院）

【8】教育課程の改訂

産業技術学専攻においては、産業界においてリーダー足りうる能力を備える人材を育成する。障害者支援研究と工学・科学等との融合、人間とシステムの間相互インターアクション、人間の行動及び創造的活動を支援するシステムの構築といった学際的領域の科目を設定する。

保健科学専攻においては、現代医学と東洋医学のバランスが取れた講義と演習、急速に進歩する医療に対応する基礎医学分野、最新の視覚障害補償機器に関する講義等を設定する。

情報アクセシビリティ専攻においては、これまで筑波技術大学が培ってきた聴覚・視覚障害者のための情報保障に関する知見と学内外における情報保障支援の実績を基に、手話、点字、文字、音声といったメディアの変換や通訳の技術、障害と心身機能、発達の特性、活動制限、参加制約等の障害者支援に関わる基盤的知識を修得した上で、情報保障の具体的手法について学修する科目を設定する。上記の教育課程の改訂は、平成 31 年度までに行う。

- ・【8-1】 産業技術学専攻においては改正されたカリキュラム・ポリシーを反映し、工学・デザイン学の特

徴を活かした学際的領域の教育カリキュラムの検討を開始する。また、必要に応じて他大学のカリキュラムを調査し、検討内容の具体化を行う。

保健科学専攻においては、医療現場を経験した社会人、特別支援学校専攻科現職教員、留学生にも受講しやすい授業形態を設定する。

- ・【8-2】情報アクセシビリティ専攻においては、改訂された教育課程に則り教育・研究指導を行う。手話、点字、文字、音声等のメディア変換、障害者支援に不可欠な基盤的知識を修得した上で情報保障を学修する教育課程となるよう講義・演習科目は必要に応じて追加・削除する。

【9】適切な成績評価等の実施

教育の質の保証のためすべての授業科目のシラバスを充実させ、修士論文審査には最終報告、中間報告等の複数回の発表の機会を設け、明確な成績評価基準により学生の学修を評価する。なお、試験、課題等の成績評価に際しての手法の適用においては、個々の学生の機能的障害に起因する困難状況に配慮する。

- ・【9-1】改訂されたカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー及び前年度の検討結果を基に、シラバスの内容等を具体的に検討し、教育の質が保証されるよう見直しを行う。また、学生の個々の状況に配慮した学修・研究環境整備及び授業の実施により適切な成績評価を行う。修士論文審査には複数回の発表会や明確な成績評価基準による評価を基に、学位を授与する。

【10】高度で質の高い就労支援

民間企業における高度専門職、教育・研究機関における教職、研究職、医療機関におけるコメディカル職への就職ができるよう、研究指導教員、副指導教員と就職支援担当の教職員が連携して個別の支援を行う。

- ・【10-1】大学院修了者の修了後の就労実態（職種、職務内容等）に関する追跡調査を継続して実施し、得られた知見をカリキュラムや研究指導の内容に反映する準備を行う。
また、事業所向け大学説明会等を行い、継続して採用側のニーズを把握する。

【11】社会人の学び直しによる情報保障分野の人材育成

情報アクセシビリティ専攻では、ICT (Information and Communication Technology) を活用した遠隔授業、e-ラーニング、休日集中授業などの社会人学生が学びやすい環境を平成 30 年度までに整備し、聴覚・視覚障害者の支援業務や支援システム開発・研究に関わる分野の人材を育成する。

- ・【11-1】社会人学生の学修形態に配慮した遠隔による授業や研究指導を実施し、社会人の修学環境を改善する。

【12】特別支援学校専攻科教員の専門性向上

技術科学研究科保健科学専攻に、現職教員（盲学校・特別支援学校専攻科理療科教員）の専門性向上、学位取得のための鍼灸学コース（リカレント教員対象（仮称））の導入に向け、現場の教員のニーズなどを具体的に分析し、平成31年度までの設置を目指して取り組む。また、教員免許制度の見直しの議論も踏まえ、専門性の高い理療科教員を含む教員養成に向けた取組みを行う。

- ・【12-1】技術科学研究科保健科学専攻に、現職教員（盲学校・特別支援学校専攻科理療科教員）の専門性向上と学位取得のための鍼灸学コース（リカレント教員対象）の履修モデルコースを設定する。また、アジアからの留学生を増やすために経済的支援に加え、日本語習得のための支援体制の構築を進める。
- ・【12-2】理療科教員養成課程について、これまでの検討状況等を踏まえて、学部専攻科としての設置認可申請書の作成など、平成31年度の設置に向けた準備を進める。

【13】大学院教育のグローバル化

産業技術学専攻においては、音声言語の修得に困難を伴う聴覚障害学生の特性に合わせた本学独自のグローバル化の在り方ならびに教育方法を検討し、その結果に基づく教育改善を図ることにより大学院教育のグローバル化を推進する。他専攻においては、英語による研究ノート作成、研究討議など英語に触れる機会を増やし、国際学会等での発表を推進する。また、主にアジア地域からの留学生の受け入れ態勢を整えるとともに、本学協定校と大学院間での人的・研究交流を促進する。

特に、保健科学専攻鍼灸学コースでは、アジア（モンゴルなど）からの視覚障害（全盲）留学生が多く、本学授業において日本語・英語でのコミュニケーション困難に加え、研究遂行にあたり日・英の論文読解・執筆、複雑な専門用語の理解、文献検索等に課題がある。そのために主・副指導教員などの複数指導教員体制、研究補助者・チューター配置、日本語補講、日英の音声読み上げソフト利用など、多面的な配慮を行う。

- ・【13-1】蓄積した知見を基に、学生の実情に合わせた本学独自のグローバル化の在り方並びに教育方法の具体的な検討を開始する。また、アジアからの留学生を増やすため、経済的支援に加え、日本語習得のための支援体制の構築を進める。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【14】教育方法の改善と適切な教職員の配置等

効果的な教員の配置により、障害の特性に応じた教育方法の改善・開発を更に推進する。また、教職員を対象とした組織的な研修の実施、TA（Teaching Assistant）などの教育補助者の積極的活用により、少人数授業の中でよりきめ細かく個別対応を実施する。

このために、特に複数の障害を併せ有する学生の対応にあたっては、視覚障害学生の教育を担う春日キャンパスと聴覚障害学生の教育を担う天久保キャンパス間で教育資源や情報を共有して教育を行う。また他機関とも連携し、教育に関するリソースを共有する。

- ・【14-1】平成30年度以降に実施予定の大学全体の組織整備，教員教育組織の分離，学部再編に向けて，運営費交付金の減少や人件費の増加等を踏まえた効果的な教職員の配置を検討する。その中で教務委員会や特別支援委員会での検討結果や調査結果を基に，特任教員やTAの活用も含め，効果的な教育方法を実施できる体制を構築する。

【15】教育活動の評価

教員相互の授業参観や学生による授業評価等の内容を教員と学生にフィードバックし，授業の改善や就職・進路指導の改善に役立てる。また，教育成果の評価方法に関する研究プロジェクトを立ち上げ，教育の成果や効果を組織的に検証し，その結果を研修等により教員間で情報共有し，組織として教育活動の改善に取り組む。

- ・【15-1】教員相互の授業参観や学生による授業評価等の内容を教員と学生にフィードバックし，授業の改善や就職・進路指導の改善に役立てる。また，教育成果の評価方法に関する研究プロジェクトの検証結果を研修等により教員間で情報共有する。
- ・【15-2】IR推進室を中心として大学の教育活動評価のための基準作成と教育情報の収集を行い，次年度以降に活用するための情報を分析する。

【16】障害者の教育に必要な知識・技術を高めるための研修の実施

教育内容に関する専門性と併せて，「障害特性を理解し，各学生の障害に起因する能力及び発達の特性に即して教育する知識・技術」，「手話・点字など，情報を保障するための知識・技術」等をさらに高めていくための研修や評価を行う。

- ・【16-1】平成28年度に実施した調査結果に基づき研修効果を確認し，研修内容の妥当性・有効性等について検討を行った上で新しい研修プログラムを作成し，実施する。

【17】教育設備の整備，情報ネットワーク等の活用

先進的な情報保障システム，e-ラーニング等の導入を進めるなどにより，聴覚・視覚障害者の教育に必要な設備の充実を図るとともに，自由にアクセスできる情報システムやインターネットを十分に活用できる学修環境を整備する。

- ・【17-1】平成28年度に実施した情報保障システム等の運用体制の調査及びe-ラーニングサーバーシステム導入の検討結果に基づき，具体的な導入計画を決定するとともに，導入後の高大連携教育や他大学支援への活用を計画する。

【18】 障害者高等教育研究支援センター

聴覚障害系では、聴覚障害学生に対して補聴相談、聴覚管理（聴力検査等）、個別コミュニケーション指導（発音・手話・コミュニケーション方略等）を実施する。就職活動に際して、学部・大学院学生を対象とした SPI 模試・対策講座、各種就職講座を開催する。学外の聴覚障害児等に対する支援として、補聴相談、コミュニケーションに関する相談、職場適応に関する相談等に対応する。また特別支援学校等の特別支援教育関係学校、学級の求めに応じて講師、助言者を派遣する。情報保障に関しては、障害者高等教育研究支援センターが開発したモバイル型遠隔情報保障システム、リアルタイム字幕提示システムに最新の技術を組み込んだ改良を加え、学内外の支援に活用する。他大学の聴覚障害学生支援においては、日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）の活動母体として、ネットワークの活動を活性化し、地域ネットワークの形成支援、モデル事例の構築、個別大学への支援・相談対応等の事業を推進するとともに、各事業で得られたノウハウを蓄積し、これを成果物（冊子、DVD メディア、ウェブサイト掲載コンテンツ）として全国に発信する。

視覚障害系では、視覚障害学生の要望に応じて、学習に必要な資料を点字、拡大文字、録音など各種メディアに変換する事業を実施する。この事業を促進するために点訳・朗読ボランティアの養成のための講習会を開催する。視覚障害学生の学修における能力向上のために、点字、情報機器、歩行に関する指導を通して情報リテラシーや移動に関するスキルの習得を支援するとともに、学生生活や進路に関わる福祉・就労分野の情報提供や支援を行う。情報技術を活用した視覚障害学生の修学環境の改善のため、科学技術文書処理システムやコンピュータ言語教育システムなどの教育・学習支援システムの開発に取り組む。全国の視覚障害学生の修学環境の向上を目指し、これらの障害者高等教育研究支援センターにおける教育研究の知見や技術、システム開発の成果を提供する。高等教育機関の障害学生支援に関する相談に対応するとともに、全国の教職員向けに研修会を実施して障害学生支援の技術や考え方を発信する。さらに、視覚障害学生が在籍する大学間の連携やネットワークを構築する。

教育関係共同利用拠点事業「教育アクセシビリティの向上を目指すリソース・シェアリング（H27年～H31年度）」により障害者高等教育研究支援センターがこれまで蓄積している教育的リソースや支援ノウハウ（ろう者学、聴覚障害学生向け TOEIC 対策講座・留学準備、語学指導法、視覚・聴覚障害学生のスポーツ指導法、情報保障者養成、障害補償・教育支援機器、キャリア教育）に関するリソースライブラリを構築する。これらの成果をワークショップ、シンポジウム、FD（Faculty Development）・SD（Staff Development）研修会等を通して全国に発信する。

- ・【18-1】 補聴相談、コミュニケーション指導、就職活動支援を学内外において行うとともに、学内における補聴システムの整備状況や情報保障システムの改善点について現状調査を行う。さらに、学外の聴覚障害学生支援については、障害者差別解消法の施行後の現状に基づき、今後の支援体制の在り方について検討する。
- ・【18-2】 情報をより効率的に活用できるスキルを学生に獲得させるため、障害学生に適した情報リテラシ

一教育に関するシステムや教育方法の開発に取り組む。

- ・【18-3】教育関係共同利用拠点事業の3年目として、蓄積してきた教育的リソースや支援ノウハウを提供するとともに、大学間連携ネットワークを改良し研究成果を広く提供する。

【19】 附属図書館の整備

附属図書館における聴覚・視覚障害学生のための情報保障を視野に入れた環境整備，ラーニングコモンズ，アカデミックコモンズとしての機能整備などの検討を進め，実現する。

- ・【19-1】聴覚及び視覚障害学生のための図書館という観点から附属図書館の情報保障環境を分析し，今後補強すべき機能を決定するとともに，本学が蓄積する多様なメディア・コンテンツのアーカイブのためのプラットフォームの図書館機能内への構築を計画する。また，他大学図書館のアカデミックコモンズ機能の調査や図書館を活用した授業実践の現状の調査を行い，図書館のラーニングコモンズ，アカデミックコモンズ，オープン・サイエンス機能拡充のための改革案を策定する。
- ・【19-2】授業での図書館リソース活用を学内で推奨する。また，学内の教育コンテンツ等の所蔵状況を調査し，オープン教材としての利活用のために図書館の果たすべき機能を策定するとともに，著作権処理支援機能の事例調査を行う。さらに，教育コンテンツの収集と利活用に向けての環境整備のために大学学習資源コンソーシアム（CLR）に大学として入会する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

【20】 学生の生活全般に対する教員の指導力を向上させる研修の実施

障害の特性について深く理解し，実際の指導の事例を共有することにより，学生の生活全般に対する教員の指導力を高め，個々の学生に対応した指導を行うためのFD研修などを実施する。

- ・【20-1】学生の生活全般に対する教員の指導力を高めるため，これまでに蓄積した知見等を基に，強みや弱み等の具体的な検討を行い，必要な研修内容を明確にしたFD研修を実施する。

【21】 学生相談・助言・支援の組織的対応

個々の学生の障害の状態や能力を的確に把握するとともに，授業時間外においても学生からの意見や要望により丁寧な対応ができるように，アカデミックアドバイザー，チューター，オフィスアワー，相談窓口を活用し，学生一人ひとりをきめ細かく支援する。リメディアル教育が必要な学生にはチューター等を配置し，補習的学修を実施する。

- ・【21-1】アカデミックアドバイザー，チューター，オフィスアワー，相談窓口を活用し，学生一人ひとりをきめ細かく支援することを継続する。また，これまでの課題を整理し，複数に分かれている障害学生対応窓口を明確化し，聴覚障害学生支援室及び視覚障害学生支援室の設置のための準備を行う。
- ・【21-2】リメディアル教育や補習が必要な学生にはチューター等を配置し，補助的学修を実施することを継続するとともに，改善すべき課題を抽出する。

【22】 身体面・精神面の健康管理

キャンパス毎に設置されている保健管理センターにおいて、医師・看護師・カウンセラーにより学生一人一人の身体面及び精神面の健康相談に対応する。入学直後より希望する学生の全員を対象に、専門医による聴覚障害、視覚障害の相談窓口を設け、定期的に対応する。また、補聴器、ルーペなどの聴覚・視覚情報保障機器の相談については情報保障を専門とするスタッフが専門医と連携のもと障害に応じて対応する。さらに、精神障害、内部障害等を有する学生には、医師、看護師等の保健管理センタースタッフが個々の障害に応じて対応する。特に急病時の対応については、近隣病院等との連携のもと保健管理センターのみならずクラス担任、副担任、アカデミックアドバイザー教員等による病院受診支援も含めて対応する。

- ・ 【22-1】 視覚・聴覚障害に対する医療面からの補償を充実させるため、眼科、耳鼻科専門医の定期診療を継続して実施する。情報保障を専門とするスタッフが専門医と連携の下、情報保障機器の相談に対応する。
- ・ 【22-2】 精神障害、内部障害等を有する学生の現状を評価する。対象となる学生については、担任等を中心に医師、看護師等の保健管理センタースタッフが個々の障害に応じて相談を受ける。さらに、医療支援が必要な学生については保健管理センターや附属医療センターとの連携の下、クラス担任、副担任、アカデミックアドバイザー教員等が病院等の受診支援を行い、保健管理センターにおける適切な受診先病院の選定など医療支援体制を構築する。

【23】 聴覚障害学生のコミュニケーション能力の向上に関する指導、支援

本学に在籍する聴覚障害学生の聴覚管理、補聴器管理、FM補聴システムおよびデジタルワイヤレス補聴システムの活用を通して聴覚活用支援を行う。併せて聴力の変化、コミュニケーションに関する補聴相談を行う。

また、学生のニーズに即して手話、発音、読話、筆談等のコミュニケーション技術を高めるための個別コミュニケーション指導を実施する。これらの指導、支援を通して個々の学生の総合的コミュニケーション能力を高めるとともに、社会的文脈（相手や状況等）に即したコミュニケーションの方略を修得させる。

- ・ 【23-1】 新入生を対象としたコミュニケーション調査を実施するとともに、二年次生に対しても調査を実施し、入学時から1年間の縦断的变化を把握する。また、卒業生を対象とした社会生活場面（職場を含む）におけるコミュニケーション状況に関する調査を実施する。その結果を基に、本学学生の補聴相談、コミュニケーション指導の目標設定に関する基礎資料を作成する。
- ・ 【23-2】 聴覚障害学生の補聴器、人工内耳の活用支援、必要性に応じた補聴システムの活用支援を行い、コミュニケーション能力の向上に役立てる。またコミュニケーション支援については、その能力向上及び方略修得の支援を行う。さらに、学内教職員に対するコミュニケーション等に関する理解啓発を行う。

【24】 視覚障害学生の学習と学生生活支援

視覚障害に起因する学習上の困難を克服するため、点字、触図、パソコン読み上げソフト、DAISY (Digital Accessible Information System) などの活用に関して支援をする。また、学生生活を円滑に送れるようにするために必要な点字の読み書きや弱視用機器、パソコンの活用、白杖による歩行訓練など視覚障害を補償するための技能に関する支援をする。

- ・ 【24-1】 学習支援事業の調査結果に基づき、中期計画を遂行する上で必要となる学習支援機器のハードウェアやソフトウェアの整備計画を策定する。また、視覚障害学生の歩行支援を啓発するガイドヘルプ技能の講習会を実施する。毎年、開催される学生生活研究会において、新たに策定した学習支援と生活支援の各事業の討論を行い、全学的な連携を伴った支援をする。

【25】 聴覚・視覚障害以外の障害を併せ有する学生の支援

産業技術学部には聴覚の他に視覚の障害を併せ有する学生、保健科学部には視覚の他に聴覚の障害を併せ有する学生、さらにそれぞれの学部で聴覚・視覚以外の障害（発達障害、内部障害など）を併せ有する学生が近年入学する傾向がある。

そのような学生個々の障害に応じた学修環境を整備し、さらには、学修に対する支援を行う。このために特別支援委員会を組織し、クラス担任、副担任、アカデミックアドバイザー及び保健管理センターが連携し、個々の学生をフォローアップする。具体的な手法として、聴覚障害と視覚障害を併せ有する学生においては、補聴援助システムによる聴覚補償援助やタブレット PC を使用した拡大文字表示、聴覚障害または視覚障害と発達障害または学習障害を併せ有する学生に対しては、クラス担任、副担任、アカデミックアドバイザー等による生活・学修における具体的な困難場面の把握とそれに対する学生本人への個別指導、授業担当者等への配慮要請を行う。

また、視覚障害学生の場合、内部障害を有し、透析や自己注射などの医療管理を必要とすることも多く、学修、生活面に加え、医療・健康面での支援も行う。

- ・ 【25-1】 これまでの聴覚・視覚以外の障害(発達障害、内部障害など)を併せ有する学生への取り組みを基に、迅速に対応できる支援体制の構築を行う。また、学生の生活や学修における困難な場面の把握や支援の取り組みに関するまとめを行う。
- ・ 【25-2】 聴覚・視覚以外の障害(発達障害、内部障害など)を併せ有する学生に対しては、クラス担任、副担任、アカデミックアドバイザー及び保健管理センターと特別支援委員会が連携し、個別に指導を行う上での問題点を抽出する。特に、内部障害を有する学生に対しては、生活・学修面の支援に加え、医療・健康に関する支援を行う。また、学生の障害に応じた障害補償機器（聴覚補償援助やタブレット PC など）や環境の整備を行う。

【26】就職・就労支援等

進路・就職に関する講座，講演会，ガイダンス，セミナー等，学生が主体的に参加し自ら提案する方式に発展させるとともに，コミュニケーションや情報伝達上のハンディキャップを解決，改善するためのセルフアドボカシースキルに関する内容を盛り込む。さらに学生の障害特性，キャリア発達特性に即した個別の面接指導，進路・就職相談の体制を充実させ，産業技術学部においては，就職率 90%以上とする。

また，保健科学部においては国家試験など資格試験の合格率を全国平均以上の高い水準に維持し，学修意欲の高い学生には大学院等への進学を奨励する。

これらの取り組みにより，聴覚・視覚障害者の職域拡大に努め，インターンシップなどを通して職業指導を充実させる。

卒業生支援の一環として，各地のハローワーク，障害者職業センターと連携し，卒業生の職場適応を促すための職場の障害理解啓発を行うとともに，個別の相談に応じた就労支援を実施する。

- ・【26-1】平成28年度に取りまとめた卒業生調査の結果を踏まえた指導，支援の目標に沿って進路・就職に関する授業，講座，講演会，ガイダンス，セミナーを実施する。その際，三年次生については，90%以上の参加率とする。
- ・【26-2】事業所（民間企業，公的機関等）との連携体制を一層密にするとともに，学生に対する個別の面接指導，進路・就職相談の体制を充実させ，学生の障害特性，キャリア発達特性に配慮した個別支援を行う。この成果として，産業技術学部学生については就職率 90%以上とする。
- ・【26-3】保健科学部保健学科においては国家試験の合格率を全国平均以上の高い水準とするとともに，低学力者の学習支援及び視覚障害の情報障害補償としての範疇化支援ツールを用いた学習を推進する。
- ・【26-4】インターンシップなどを通して，聴覚・視覚障害者の職域拡大に努める。また卒業生支援の一環として，各地のハローワーク，障害者職業センターと連携し，卒業生の職場適応を促すための職場の障害理解啓発を行うとともに，個別の相談に応じた就労支援を実施する。

【27】障害学生の職域拡大

これまで，本学学生が就職した業種以外の職域への就職実績をつくる。

具体的には，聴覚障害系においては，製造業，情報通信分野業に加え，雇用ニーズが高まっている金融，保険，サービス業等の業種への就職支援を行うとともに，志望者が増加している地方自治体等の正規職員としての採用を目途とした障害者雇用枠における公務員試験対策講座を実施する。視覚障害系においては，医療従事者としての就職に加えて企業等のヘルスプロモーション領域への職域拡大を図るとともに，情報，通信，サービス業等の業種への就職支援を行う。

このためにハローワーク，学生職業センター，企業，医療機関，国・地方自治体等と連携し，就職支援担当の教職員との間で求人，求職状況の情報を交換する。また，障害学生の雇用を促進している事業所を対象とした大学説明会を実施し，企業等の参加を 70 社以上に，学内における会社説明会，情報交換会については企業等の参加を 50 社以上に拡充する。

- ・【27-1】事業所（民間企業、公的機関等）向け大学説明会を通して、本学教員と事業所人事担当者との連携体制を一層密にし、聴覚・視覚障害者の職域拡大を図る。事業所向け大学説明会の参加を70事業所以上とする。
- ・【27-2】本学主催による企業説明会及び学内における企業との情報交換会を実施し、学生の職域拡大を図る。複数企業を招致した合同説明会と企業の別に行う個別説明会を実施し、前者においては参加企業数15社以上、後者においては企業との情報交換会と合わせて実施企業数50社以上とする。
- ・【27-3】ハローワーク、学生職業センター、障害者職業センター、企業、医療機関、国・地方自治体、教育委員会（学校教職員）等と連携し、就職支援担当の教職員との間で求人、求職状況の情報を交換する。特にハローワークの障害者就職支援担当部署との連携を強化するため、多くの学生が希望する勤務地域を管轄する全国5カ所以上のハローワークとの連携を密接に行う。
- ・【27-4】聴覚障害系においては、製造業、情報通信分野業に加え、雇用ニーズが高まっている金融、保険、サービス業等の業種への就職支援を行う。また、視覚障害系においては、医療従事者に加えて企業等のヘルスプロモーション領域への職域拡大を図るとともに、情報、通信、サービス業等の業種への就職支援を行う。また、地方自治体等の正規職員として採用を目途とした障害者雇用枠における公務員試験対策講座を複数回実施する。

【28】 経済的支援

経済的困窮者や成績優秀者に対する入学料・授業料猶予、免除制度がより有効となるよう点検し、必要な改善を行う。また、種々の奨学金等に関する情報収集を行い、学生に提供する。

- ・【28-1】経済的理由による授業料免除枠の拡大に伴い、経済的困窮者や成績優秀者に対する入学料・授業料猶予といった免除制度を学生に周知させる。また、種々の奨学金等に関する情報を収集し、学生に提供する。特に給付型奨学金や障害者対象等、本学学生に有利な情報を継続して蓄積する。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

【29】 入試広報

アドミッション・ポリシーに基づき、入学者募集基準や教育内容の周知を図る。また、特別支援学校においては、出前授業や説明会を積極的に展開し、一般校においては、障害者の有無を調査するなど、適切かつ広範な広報活動を実施する。

- ・【29-1】平成28年度に策定したアドミッション・ポリシーに基づき、説明会やオープンキャンパス等を実施し、特別支援学校においても、ミニ大学説明会を継続する。障害者が在籍する学校に資料を送付するなど、入学者募集基準や教育内容の周知を行う。また、広報室において、全国の一般の高校に対して障害学生の有無、大学説明の希望の有無等のアンケートを引き続き実施し、入学資格基準等の広報も行う。

【30】 高大接続、大学入学者選抜の一体的改革への対応

2020年の入試改革に合わせて入試制度を再構築する。全ての入試に面接および学力検査（あるいは小論文）を実施し、「意欲」「人物」「知識・理解力・思考力・表現力」「適性」等を適切に評価する多面的・総合的な選抜を行う。また、大学入学希望者学力評価テスト（仮称）、高等学校基礎学力テスト（仮称）導入およびそのプレテストの実施状況を鑑み、従来の個別入試、推薦入試、A0入試、社会人入試の入学者選抜方法・内容を見直す。さらに、上記の2つの新テストの導入にあたり特別支援学校と連携して聴覚・視覚障害学生への合理的配慮等に関する意見等を提供する。

- ・【30-1】両学部において、前年度の調査・検討の結果、並びに組織改革の検討状況等を基に、入学試験の実施方法・内容や募集枠の設定等の具体案の検討を開始する。また、不足する情報に関しては引き続き調査、情報の収集を続ける。

【31】 編入学の拡大

保健科学部保健学科（理学療法学専攻）においては、平成28年度から2年次編入を導入する。社会人の学び直しや特別支援学校専攻科修了者に対応するため保健科学部保健学科（鍼灸学専攻）では3年次編入を積極的に実施する。また、産業技術学部においては、現行の社会人学び直しプログラムの改善・充実を図りつつ、編入学拡大のための特別支援学校専攻科のカリキュラムや他大学を退学する聴覚障害学生の実際の状況などを調査する。

- ・【31-1】産業技術学部の編入学については、前年度の検討結果を基に、特別支援学校専攻科等と具体案を協議し、効果的な実施方法の検討を進め、特別支援学校専攻科を対象とした編入学試験を導入する。保健科学部保健学科（理学療法学専攻）においては2年次編入、保健学科（鍼灸学専攻・理学療法学専攻）では特別支援学校専攻科修了者、社会人の学び直しに対応するため3年次編入を継続する。

【32】 大学院技術科学研究科の入学者選抜法の改善

研究意欲・研究計画・修了後の目的を持った志願者を確保するために、明確なアドミッション・ポリシーを示すとともに、研究遂行に肝要な研究計画力、分析・考察力を考査する。

- ・【32-1】平成28年度に策定したアドミッション・ポリシーの下、研究意欲・研究計画・終了後の目的を持った志願者を確保するために、それらの能力を有する人材を考査する入試を実施する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【33】 重点的に取り組む領域

聴覚・視覚障害者の高等教育に関する我が国の中核機関として、聴覚・視覚障害者に対する教育方法の研究、教育機器、教材の開発、障害補償、情報保障システムに関する研究・開発を産業技術学部、保健科学部と共に発展させ、その成果を広く発信しながら、障害者高等教育拠点としての機能を担う。

- ・【33-1】 本学の機能強化構想のビジョンである「聴覚・視覚障害学生に対する教育ノウハウと情報保障技術を基盤とするナショナルセンター機能の強化」を実現するため、本学の4つの戦略（①高大連携・接続の推進、②障害学生への支援強化とグローバル化、③合理的配慮を踏まえた職域拡大の支援、④情報保障技術を用いた社会貢献の推進）に関する研究に重点的に取り組むとともに、研究推進のためのロードマップを策定し、研究を遂行する。

【34】 工学・デザイン学複合領域のプロジェクト研究の活性化

産業技術学部における教員組織改革に伴い、複合領域・学際領域の教育への対応を行うとともに、研究においても異分野間の協力体制を整備、複合領域でのプロジェクト研究を活性化させる。

- ・【34-1】 建築学、環境工学、福祉情報保障、福祉工学等、工学とデザイン学を複合した領域の共同研究プロジェクトを立ち上げ、新たに完成した総合研究棟を中心に研究を開始する。

【35】 保健科学部において目指すべき研究

保健科学部附属東西医学統合医療センターを活用した臨床研究体制を整備し、医師・理学療法士・はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師などの医療者や情報科学・福祉工学等の教員間の連携・協力を行い、東西医学統合医療や高齢者医療に関する研究を推進し、国内外に発信する。また、リハビリテーション部門の拡充や新設したあん摩マッサージ指圧外来などを通して臨床部門における国際的共同研究を実施する。

- ・【35-1】 医師・理学療法士・はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師等の医療系教員間の連携・協力により東西医学統合医療、高齢者医療、リハビリテーション、スポーツ医学、酸化ストレス研究と統合医療等に関する研究を推進し、その蓄積された成果を国内外に発信する。

【36】 研究成果の社会への還元

聴覚・視覚障害児・者のための教育及び支援に関する研究成果については、各種支援事業及び機関リポジトリ（NTUT（National University Corporation of Tsukuba University of Technology）リポジトリ）により、大学や特別支援学校等の機関に広く還元する。

また、障害者や高齢者の生活支援、福祉に結びつく研究成果については、関連機関や企業と連携して実用化する。

- ・【36-1】各種支援事業及び機関リポジトリに収集する情報を見直し、大学や特別支援学校等の機関に広く公開・還元するための情報公開の基準を策定する。また、教材コンテンツに関しては別途にオープン化するための基準を策定する。論文作成後の研究資料・データ等の保管とオープン化に向けての方策について、研究倫理委員会と検討を始める。

【37】研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

大学全体としては、障害関係の特定研究分野において科研費の採択件数や国際的研究論文件数を10%増加させ、研究を底上げする。また、各教員の研究については、研究分野ごとに国内外の研究業績を調査・検討し、国際的論文の基準となる Impact Factor 等を明示し、教員の個人評価の研究領域の項目で検証する。

- ・【37-1】科研費のアドバイザー制度の検討結果を基に、必要に応じて制度の修正等を行う。障害関係の特定研究分野において科研費の採択件数を平成27年度比2%増（新規+継続；50件）、国際的研究論文件数の目標を2%増加させる。また、研究水準に関しては、領域別に過去のデータで評価を試算し、評価項目の検証を行う。その成果として、科研費分類の細目表にて特別支援教育、教育工学の2領域において採択件数上位3位を目指す。

【38】聴覚・視覚障害者に対する合理的配慮を支援する技術開発研究の推進

聴覚・視覚障害の研究成果を活かし、より質の高い情報保障研究を組織的に展開する。また、感覚障害支援研究として新たに「聴覚・視覚障害者に対する技術開発研究」の体制を整備し、グローバルな共同研究ネットワークを通じて、我が国の社会・教育現場に必要とされる研究を先導する。

- ・【38-1】「聴覚・視覚障害者に対する技術開発研究」の体制を整備し、グローバルな共同研究ネットワークを通じて、我が国の社会・教育現場に必要とされる研究を継続する。特に、聴覚障害者への遠隔情報保障の技術的発展と改良と補聴システムのデジタルワイヤレス方式への移行に伴う機器の構築に関する研究を行う。また、視覚障害学生のための点字・拡大文字・DAISY形式の教材作成及び数式等自動認識システムで作成されたコンテンツをEPub形式で統合的に埋め込むための技術の研究を行う。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

【39】適切な研究者等の配置並びに研究資金の配分

重点研究プロジェクトに重点的に資金を配分し、平成28年度中に学部や学科等を超えた研究ユニットの編成、外部研究員の採用など大学の研究資源を集中させた研究実施体制に移行する。

- ・【39-1】共同研究を推進するため、平成29年7月竣工予定の総合研究棟に、共同研究室及び共同情報保障研究開発準備室を配置する。
- ・【39-2】本学の機能強化構想に掲げる4つの戦略・8つの取組に対して、学長のリーダーシップの下、進捗状況等を勘案しつつ、資金を重点的に配分する。

【40】設備等の活用・整備

研究スペースの再配分や設備マスタープランの見直しにより、聴覚・視覚障害者に対する教育方法の研究、教育機器・教材の開発、障害補償・情報保障システムに関する研究・開発などの重点研究プロジェクトに必要な研究環境設備を確保する。

- ・【40-1】平成29年7月竣工予定の総合研究棟に、共同研究室及び共同情報保障研究開発準備室を配置し、必要な研究設備を整備する。

【41】知的財産の創出、取得

学内外で行われる研修や講習会への参加により知的財産に関する啓発活動を行うとともに、障害者支援機器の開発等に重点的に取り組む領域において、知的財産の創出と実用化を目指す。

- ・【41-1】知的財産に関する啓発活動として、教員及び大学院生に対して学内外で行われる研修や講習会への参加を促進し、学内の知的財産の創出と実用化を目指す。また、地域や社会に対する知的財産の公開体制の強化として、広報活動を実施する。

【42】研究活動の評価及び評価結果

障害者教育・研究、障害者情報保障、東西医学統合医療分野で世界・全国的教育研究を推進するために重点研究プロジェクトを中心に評価及び教員の個人評価を実施し、その評価結果をもとにして研究の内容・方針・体制、研究費配分を見直す。評価項目として、国際的論文、国際共同研究発表に加えて、国内外の聴覚・視覚障害者に対する支援ネットワークの連携・構築の実績、教育関係共同利用拠点としての他大学との連携・研究の実績、障害者支援機器・情報保障機器の新規開発の取組などに重点を置く。また、学長裁量経費においては、上記の特色ある分野での評価結果やミッションの再定義に関わる教育・研究内容などに重点を置いた研究費の配分を行う。

- ・【42-1】教員評価の基本方針を下に、学内の研究活動の評価として、主要評価項目、学術社会活動業績リスト、自己評価の3つにて個人評価を実施する。
- ・【42-2】科学研究費補助金等の競争的資金への積極的な挑戦に繋がる取組や、若手教員等による自発的な取組を対象に学内公募を行い、学長のリーダーシップの下、資金を重点的に配分する。

【43】研究実施体制等に関する具体的方策

重点研究領域について、聴覚障害系と視覚障害系が独自性を保ちつつ、必要に応じて一体的な取組のできる体制と環境を平成30年度までに整備する。このために学部、学科、専攻を超えた研究実施体制を充実させる。

- ・【43-1】学部、学科、専攻ごとに研究シーズをデータベース化する。その中で重点研究領域について、平成30年度までに聴覚障害系と視覚障害系の独自性を保ちつつ、必要に応じて一体的な取組のできる体制と環境を整備する。

【44】 大学院技術科学研究科情報アクセシビリティ専攻における共同研究の推進

産業技術学専攻（聴覚障害）、保健科学専攻（視覚障害）の情報分野との研究連携を図ることにより、情報アクセシビリティ分野の共同研究を推進する。さらに、国内外の大学や研究機関との共同研究、研究発表を通して研究の質を向上させる。

- ・ 【44-1】 産業技術学専攻（聴覚障害）、保健科学専攻（視覚障害）、双方の情報分野の研究連携を強化し、情報アクセシビリティ分野の共同研究に着手する。また、盲ろう者の教育や支援に関する新たな実践的研究に着手する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域に志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【45】 社会との連携

聴覚・視覚障害者に係る教育機器、障害補償システム及び学修資料等の研究開発及び成果の公開、情報アクセスを支援する人材（点訳者・音訳者及び手話通訳者等）の育成と技能向上を行う。障害のある学生の支援研究会やシンポジウムを通じて教育・研究成果を公表していく。

- ・ 【45-1】 聴覚・視覚障害者の情報保障支援者(PC 要約筆記, 点訳・音訳者等)養成を実施するとともに, 学修教材や障害補償システム・機器を科学技術週間等に一般公開する。

【46】 他大学等との連携・支援

本学がこれまでに構築してきた聴覚・視覚障害学生支援のための大学間ネットワークの活動をさらに発展させ、全国の大学等を対象に研修会の開催や FD・SD 研修会への講師派遣、各種資料提供、相談・指導等を行っていくことで、不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供に関する知識・ノウハウを全国の大学に浸透させるとともに、全国の大学における聴覚・視覚障害学生の修学環境を充実させる。

特に、聴覚障害系においては、日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）の活動を通して、全国の連携大学・機関とともにさまざまなモデル事例を構築していくことで、個々の大学のみでは解決しきれない問題へのアプローチを図るとともに、ここで得られたノウハウを成果物（冊子、DVD、Web コンテンツ等）の形で全国の大学に発信する。

また、聴覚・視覚障害学生の高等教育に関する教育関係共同利用拠点として、本学が有する教育的リソースや支援ノウハウを蓄積したリソースライブラリを構築するとともに、この共同活用を進めることで、全国の大学の教育支援体制向上に寄与する。

- ・ 【46-1】 教育関係共同利用拠点として、FD/SD 研修会及び情報保障支援者養成、ノウハウの提供等を継続しつつ、コンテンツリソースライブラリの被利用率を5%増加させる。
- ・ 【46-2】 聴覚障害学生を積極的に支援している大学・教育機関で構成し、本学が事務局を担う日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（以下 PEPNet-Japan）の組織改編を行い、全国の大学に対する相談支援サービスを提供していくための体制について検討を行う。
また、聴覚障害学生の権利擁護に向けた情報収集と発信など、聴覚障害学生支援に関するモデル

事例の構築を行う。

- ・【46-3】宮城教育大学に加えて、県内の高等教育機関（茨城大学、筑波大学）や山形大学と障害学生支援について連携する。

【47】特別支援教育への専門的知識・技術の提供と本学教育へのフィードバック

特別支援学校、特別支援学級等の教育機関や関連機関からの要請に応じ、各校に対して聴覚障害児や視覚障害児の指導、支援に関する専門的知識や技術を提供する。また初等、中等教育段階の特別支援教育の状況を把握し、この知見を本学における入試方法や教育課程の改革に役立てる。

- ・【47-1】特別支援学校、特別支援学級等の教育機関や関連機関からの要請に応じ、各校に対して助言や研修の実施など聴覚障害児や視覚障害児の指導、支援に関する専門的知識や技術を提供する。特に、県内の特別支援学校等との協議で具体化した連携事業について、順次開始する。また、茨城県以外の特別支援学校等についても可能な内容については、連携事業の具体化を行う。
- ・【47-2】都立葛飾ろう学校をはじめとする産業技術学部の高次接続事業について、前年度の活動を検証し、成果と課題を抽出する。

【48】地域に志向した教育・研究

機関リポジトリの内容を充実させ強化する。また、県やつくば市等の要請に応じて障害者計画、障害福祉計画、バリアフリー推進、ユニバーサルデザイン研修、障害者スポーツの育成事業等に本学教員が参画し、本学が有する障害者支援のノウハウを提供する。上記のような地域等の要請に応じた事業規模（事業件数、参加人数等）を平成27年度に比べ20%増加させる。

- ・【48-1】障害者スポーツの育成事業等に参画し、本学が有する障害者支援のノウハウを提供する。特に筑波大学、県立医療大学との合同イベントを継続して行い、事業規模を平成27年度より8%増加させる。
- ・【48-2】機関リポジトリとして収録できる本学の特色的なコンテンツの調査と登録依頼を学内で行う。

【49】産学官連携活動の推進

聴覚・視覚障害支援に必要とされる産学官連携活動を推進し、自治体や地域企業等との共同事業件数10%増加を目指す。そのため、新たな企業や研究機関を開拓しつつ、聴覚・視覚障害者の社会貢献領域拡大に応える拠点基盤機能を強化する。

- ・【49-1】前年度の調査結果を基に、新たな連携事業の規模や内容等、実施可能な提案を検討する。また、聴覚・視覚障害支援に必要とされる産学官連携活動を推進し、自治体や地域企業等との共同事業件数を平成27年度に比し4%増を目指す。

【50】部局を越えたプロジェクトチームの形成と研究成果の社会還元

これまで各部局で行ってきた聴覚・視覚障害者への情報保障技術について、部局を越えたプロジェクトチームを形成し、その成果の社会還元を目指す。

テーマとしては、例えば2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた視覚障害者の選手育成、医・科学的サポート支援及び競技に必要な支援機器の開発等の取組みを行う。これらの事業を通して茨城県及びつくば市、他大学と連携して障害者スポーツ支援を図っていく。また、競技に参加したり、競技を観戦したりする聴覚・視覚障害者への情報保障技術の検討・実現や、東日本大震災のような大規模災害の際に情報弱者となりうる聴覚・視覚障害者への情報保障技術の検討・実現など、社会還元が強く望まれる分野でプロジェクトを立ち上げ、他の研究機関や企業などと協力しながら問題を解決し提言していく。更に、こうした分野での研究を積極的に推進する。

- ・【50-1】機能強化構想の4つの戦略に関する研究に重点的に取り組むため、天久保キャンパスに完成した総合研究棟を中心に、部局を越えた研究プロジェクトを実施する。その中で関係する機関や団体等に周知し、新たなプロジェクトを立ち上げ、並びに運営費交付金や外部資金等の獲得を目指す。
- ・【50-2】2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けてブラインドサッカーを中心とした視覚障害者の選手育成及び医・科学的サポート支援を継続する。競技参加や競技観戦の観点から聴覚・視覚障害者への情報保障技術の研究を進める。また、茨城県、つくば市及び他大学と連携して障害者スポーツ支援を充実させ、障害者の競技に必要な支援機器の検討及び障害者のスポーツ教室を開催する。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

【51】諸外国の大学等との教育研究上の交流

新たに国際交流協定を締結したアイオワ大学、マサチューセッツ州立大学ボストン校などの米国の大学を含め、諸外国の大学等との研究者及び学生の交流等により、障害者教育・研究に係る国際交流を推進する。

- ・【51-1】国際交流協定締結校等から講師を招き、障害者教育・研究や国際協力・交流をテーマとした国際シンポジウムを開催する。また、前年度の交流実績を踏まえ、アイオワ大学、ギャローデット大学、ナショナル聾工科大学、バウマンモスクワ工科大学、長春大学、マサチューセッツ州立大学ボストン校等の国際交流協定校との交流を継続する。さらに、時代の変化に適合した国際交流に資するため、新たな協定の締結を検討する。

【52】外国語学習の充実と異文化理解の促進

英語、初修外国語に加えて、障害に配慮した語学学習（アメリカ手話など）を充実させる。さらに学部生、大学院生を対象に協定校を中心とする諸外国の高等教育機関への短期研修派遣、協定校からの受入れを積極的に行い、異文化交流・異文化理解を促進する。このために学生向けの英語サロンやアメリカ手話講座を引き続き開設する。目標海外派遣学生数は全学生の7%（25名）（現5%；18名）、短期受入数は6名（現4名）にする。

- ・ 【52-1】 留学準備講座、English Lounge 等の課外活動を充実させて外国語学習や異文化理解の機会を増やすとともに初修外国語（第二外国語）科目内容を検討する。特にアメリカ手話については初級修了者が、継続して学べる場を作る。
- ・ 【52-2】 日本学生支援機構の海外留学支援制度（協定派遣・協定受入）や大学基金を活用し、学生の留学、留学生受け入れを推進する。派遣学生数と短期受入数を合わせて前年度比10%増の25名以上にす。また、派遣終了後に事業報告会を開き、プレゼン力の向上に活かすとともに、他の学生に対して次年度への積極的な参加を促す。

【53】高等教育におけるアクセシブル・デザインの実現

諸外国言語による情報保障の研究開発、手話、点字を含めた聴覚・視覚障害留学生の日本語等の習得支援並びに学修支援体制を整備する。国際的な手話言語学の潮流を見極めつつ、聴覚障害学生が国際的なコミュニケーション能力を高めるためのリソースとして、日本手話の言語コーパスを開発するとともに、数カ国の拠点とのネットワーク形成を通じて諸外国の手話を学習できる環境を整備する。

- ・ 【53-1】 平成28年度に収集した茨城地域の手話表現をコーパスとしてウェブ公開する。
また、平成28年度に作成したアジア地域の聴覚障害青年の手話表現動画を教材に用いて学部授業にて国際手話を指導する。

【54】教育研究活動に関連した国際貢献

国際的な視覚障害者の職業自立のために、障害者高等教育機関、関係団体との連携を強化し、アジア地域におけるマッサージ教育及びマッサージ業の普及を図るなどの国際貢献活動を充実する。

- ・ 【54-1】 アジア域内各国の視覚障害者団体と連携し、日本の視覚障害者マッサージ教育と職業自立のノウハウを海外へ普及させる活動を行うなど、国際貢献活動を充実させる。

(2) 保健科学部附属東西医学統合医療センターに関する目標を達成するための措置

【55】 良質な鍼灸師・あん摩マッサージ指圧師，理学療法士養成

卒前教育および卒後研修の場として個々の能力や障害の程度に応じたマンツーマンの指導体制による質の高い臨床実習（研修）を実施し，臨床カンファレンス，医療安全，感染防止などの研修会を定期的で開催し，患者の立場に立った施術を行える医療人を養成する。

- ・【55-1】 卒前教育及び卒後研修の場として個々の能力や障害の程度に応じたマンツーマンの指導体制による質の高い臨床実習（研修）を引き続き実施する。臨床カンファレンス，医療安全，感染防止等の研修会を定期的で開催し，患者の立場に立った医療・施術を行える医療人を養成する。また，鍼灸研修生の研修カリキュラムを充実させ，研修生には修了レベルに対応した修了認定制度を導入することで質の高い研修制度を整備する。

【56】 特色ある質の高い東西医学統合医療の提供

東西医学に精通した医師・理学療法士・鍼灸師・あん摩マッサージ指圧師など医療者を配置し，診療，漢方，鍼灸，あん摩マッサージ指圧，リハビリテーション等の外来を実施するなど，日本でも数少ない特色ある質の高い西洋医学と東洋医学を統合した医療を提供するとともに臨床的エビデンスを発信する。

- ・【56-1】 日本でも数少ない，西洋医学と東洋医学を統合した特色ある質の高い医療を提供するとともに，その実績や臨床知見を蓄積し，臨床的エビデンスを発信する。

【57】 医療サービスの向上と地域貢献

東西医学統合医療に対する個々の患者ニーズに対応し，診療・施術にあたりとともに，地域の需要に応えるべく健康等の啓発等に関する公開講座などを実施し，医療者間の効率的な連携やつくば市や他の地域医療機関との連携も積極的に行い，地域の医療の向上に貢献する。上記の取組により，受診者数を平成27年度に比べ10%増加させる。

- ・【57-1】 東西医学統合医療に対する個々の患者ニーズに対応し，診療・施術にあたりとともに，地域の需要に応えるべく健康等の啓発等に関する公開講座等を実施する。また，医療者間の効率的な連携やつくば市や他の地域医療機関との連携も積極的に行い，地域の医療の向上に貢献する。

【58】 効率的な経営

保健科学部附属東西医学統合医療センターの運営や経営における情報を分析し、西洋医学と東洋医学を統合した特色ある質の高い医療や超高齢化時代に対応したリハビリテーション医療を推進し、診療収入10%増加を達成する。また、ジェネリック医薬品の採用や事務・受付、医療業務の人的配置を合理化するなど効率的な経営を行い、収益を向上させる。

- ・【58-1】 医療センターの運営や経営における情報を分析し、西洋医学と東洋医学を統合した特色ある質の高い医療や高齢化時代に対応したリハビリテーション医療を推進する。ジェネリック医薬品、新規医薬品の採用や事務・受付、医療業務の人的配置の適正化など効率的な経営を行い、収入を向上させる方法を検討するための情報を収集する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

【59】 組織改革等の継続的な実施

「筑波技術大学改革促進ボード（仮称）」を平成28年度中に設置し、外部評価や監事監査など各種評価結果等を検証し、各種大学間連携や入学定員の見直しなどの課題に対し柔軟かつ機動的な組織改革を継続的に実施する。

また、ガバナンスの総点検について、学長から監事に要請することで「監事監査計画」に毎年度組み込み、その結果を「筑波技術大学改革促進ボード（仮称）」において検証し、継続的に見直しを行う。

- ・【59-1】 大学戦略会議において教員組織の一元化及び教育組織の改編に係る検討を含めた本学の機能強化構想の進捗等について評価を行い、事業実施部門に対して構想の実現に向けて、適宜指示を行う。また、現行の各種委員会について所掌範囲、構成委員、開催頻度等の観点から統合・廃止を含め、改編を行う。
- ・【59-2】 前年度に実施した監事監査の指摘等を踏まえ、大学運営上の課題を検証し、必要に応じて見直しを行う。

【60】 IR機能の強化

政策の立案等各種意思決定に必要なデータ等を情報収集するとともに、適時提供できるような機能を有した学長直属の「情報管理室（仮称）」を平成28年度中に設置する。

また、収集した情報については、学長や「筑波技術大学改革促進ボード（仮称）」へ提供することにより、施策立案に活用し大学改革を推進する。

- ・【60-1】 平成29年1月に設置したIR推進室において、本学が保有するデータを一元的に把握するとともに、効率的な収集方法等について検討を行う。

【61】 予算配分方針・方法の見直し

学長のリーダーシップのもと大学の機能強化を実現するため、基盤的な教育研究関連経費を安定的に確保しつつ本学の特色をいかした学内資源の再配分を行うため財務分析結果に基づく資源配分の重点化など予算配分方針・方法の見直しを平成 28 年度中に行う。

- ・ 【61-1】 資源配分を通じた本学の機能強化構想の実現や、財務分析及びコスト分析等の反映など、予算編成方針を明確に定め、効率的・効果的に資源を配分する。

【62】 監事のサポート体制の充実

これまで同様、監事の役員会、経営協議会、教育研究評議会における意見等聴取の機会を確保するとともに、引き続き財務や会計だけでなく、教育研究や社会貢献の状況、大学のガバナンス体制等について監査するため、平成 28 年度中に監査室職員を増員し、サポート体制を充実させる。

- ・ 【62-1】 大学運営上の課題に対する検討状況等の理解促進のため、役員会等の主要会議において、監事が陪席できる措置を講じる。
- ・ 【62-2】 監事機能のサポート体制を強化するため、監査室の構成員及び業務内容等について見直しを行う。

【63】 運営組織の人事評価システム

教職員の職務行動を適正に評価し、評価結果をフィードバックするとともに、個々の処遇や職務環境の改善に反映させ、個々の職務意識の向上、主体的な能力開発を促進する。

特に教員評価においては、国際貢献活動、国の各種委員等への参画及び国際会議での発表などを評価項目に設定し、大学のグローバル化を推進する。

- ・ 【63-1】 前年度に実施した検証結果を踏まえ、事務系職員人事評価システムの見直しを行う。
- ・ 【63-2】 前年度に改定した評価項目に基づき、教員評価を実施する。また、職務意識の向上と主体的な能力開発を促進するため、評価結果を個々の教員にフィードバックする。

【64】 教育研究組織の構成

時代の変化や中長期的な目標等を踏まえ、重点目標等の遂行を考慮して教職員の配置を見直すとともに、国内外の若手を含めた優秀な人材の採用を可能とするため、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる年俸制教員を10人（現員3人）に増員する。

また、教員の年齢構成の是正を行い、第3期中期目標・中期計画期間中に若手層の全体に占める割合を8%以上とする。

- ・ 【64-1】 平成30年度に予定する教員組織の一元化及び教育組織の改編に伴う教職員の再配置の検討を行う。また、前年度に策定した「第3期中期目標・中期計画期間中における若手教員雇用計画」に基づき、若手教員及び年俸制適用教員を採用する。

【65】教育研究組織の人事評価システム

教育研究組織構成員の教育業績，研究業績，大学運営参加実績，社会的貢献等，多様な活動について，多面的かつ公正な評価基準に基づいて評価し，評価結果を処遇に反映させる。

- ・【65-1】前年度に改定した評価項目により評価を実施し，結果を処遇に反映させる。

【66】男女共同参画

女性教職員等の参画を推進するため，女性教職員率 35%以上を維持するとともに，役員においては 15%，管理職においては 10%以上の女性比率を目標とし，男女共同参画を推進する。

- ・【66-1】女性教職員比率 35%以上を維持するため，公募による教員の採用に当たっては，女性の採用を推進していることを明記する。
- ・【66-2】管理職における女性比率を高めるため，係長職以上の女性職員を対象に，準管理職の育成をねらいとするスキルアップ研修を実施する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【67】産業技術学部の編成・改革

教育組織（カリキュラムなど）と教員組織の分離を図り，工学・デザインの複合領域などを含めた多様なカリキュラムへの対応や，社会的にニーズが高い学際的・複合的な領域の研究をさらに推進させるために，平成 30 年度までにより柔軟でオープンな教員組織の編成・改革を実施する。

- ・【67-1】平成30年度以降に向けた大学改革，組織整備計画を機能強化構想として策定する。大学の教員組織を一つの組織（障害者高等教育研究院（仮称））に統合し，教員と教育の分離を行う。そのための関係機関・団体との意見交換・助言を得て，組織改革に伴う規則改正・規則整備等への準備を進める。産業技術学部将来構想検討ワーキンググループにより提案される教育研究組織改革の素案に関して，学際的・複合的な領域へ柔軟に対応可能な教員組織改革の具体案をまとめる。

【68】保健科学部の教育改革

視覚障害学生にとって，より魅力あるカリキュラムへの再編を行うと共に，社会の動向を踏まえて，視覚障害者が自立して行くための新たな職域に対応した教育を行うために，平成 30 年度までに既存の学部・学科にとらわれない視覚障害学生の就労に結びつく学科再編を行う。

- ・【68-1】保健科学部の教育改革として，視覚障害学生にとってより魅力あるカリキュラムへの再編を行うとともに，平成31年度入学者受け入れを目標に新たな学科・専攻の再編を予定する。学部学科の再編のための事前相談と申請作業を行う。

【69】大学院の教育組織の見直し

技術科学研究科保健科学専攻に、現職教員（盲学校・特別支援学校専攻科理療科教員）の専門性向上、学位取得のための鍼灸学コース（リカレント教員対象（仮称））を平成 31 年度までに導入する。

また、情報アクセシビリティ専攻では、社会人の学び直しの受け入れ向上のため、個々の学生の学修・研究時間に対応した時間割編成や遠隔授業を行う。

- ・【69-1】技術科学研究科保健科学専攻に、現職教員（盲学校・特別支援学校専攻科理療科教員）の専門性向上と学位取得のための鍼灸学コース（リカレント教員対象履修モデル）を策定し、現職教員の教育研究力向上を推進する。また、情報アクセシビリティ専攻では、社会人学生の学修形態に配慮した遠隔による授業や研究指導を実施するとともに、重複障害者に配慮した構内環境や情報保障体制を整備する。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【70】共同調達の拡大

他大学との共同調達による内容や対象を拡大し、経費節減に繋げる。

- ・【70-1】共同調達（H28年度 8 件）を推進するため、本学を含む県内 7 機関で構成する共同調達連絡協議会における検討を活性化し、共同調達の対象範囲を拡大する。

【71】災害時の大学間連携

災害時における大学相互の支援体制を構築するため県内・県外の各 1 大学以上と連携協定を締結する。また、大規模災害時に弱者となり易い聴覚・視覚障害学生の教育研究活動における情報保障を遠隔で行うなど多面的な支援を連携大学等の要請に応じ積極的に行う。

- ・【71-1】本学が加盟する「いばらき地域づくり大学・高専コンソーシアム」を通じて、茨城県内の大学と災害対応に関する連携協定を締結する。
- ・【71-2】日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）において、東日本大震災及び熊本地震時に行った情報保障支援のノウハウを基に、今後起こりうる災害を含めた、大学間の遠隔情報保障等の連携支援体制を検討する。

【72】職員の人材育成

第 2 期に実施した「若手職員強化プログラム」（選定図書講読会、外部講師による特別講話、課題解決のための他大学比較調査や業務改善への提案、若手職員が自ら行う自己研さんの目標の情報共有）を見直し、益々、多様化・高度化する大学運営に対し、戦略的な取り組みの企画提案ができ、その実施のための学外・学内との折衝や調整が担える、実務処理に偏らないバランスのとれた人材の育成を行うための研修プログラムを平成28年度中に策定し、実施する。

- ・【72-1】平成29年2月に策定した事務系人材育成基本方針に基づき、階層別・専門分野別研修等を実施する。

【73】職員のコミュニケーション能力向上

職員の聴覚障害学生とのコミュニケーション能力を向上させるため、毎年行ってきた新入教職員を中心とした「手話研修」(20時間)に加え、本学の聴覚障害のある教職員および本学に在籍する手話通訳士等と本学の聴覚障害学生の協力を得て、定期的に「CCサロン(コミュニケーションサロン)」(仮称)を平成28年度中に開催する。これらにより学生とのコミュニケーション機会が少ない職員も含めて、あいさつや災害等の緊急時に必要となる手話によるコミュニケーション能力を向上させる。

また、本学教員が作成した「ここからはじめる障害学生支援」(冊子)を全事務職員に配布し、これを教材とした研修会などにより基本的な障害学生支援について啓蒙する。

- ・【73-1】職員の聴覚障害学生とのコミュニケーション能力を向上させるため、平成28年度に試行したCCサロンを定期的(月1回程度)に開催する。
また、新採用教職員を対象とした手話研修を継続実施するとともに、基本的な障害学生支援方法を掲載した冊子を教職員全員に配布する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【74】外部資金獲得の具体的方策

学長のリーダーシップの下、部局を越えた研究チームを編成し、全学的なテーマによる外部資金、寄付金の獲得プロジェクトを複数設け、学内での競争意識を高揚させるとともに、第三者的立場の研究者グループにより助言を行うなど、大学の人的・知識的資源を最大限に活用し、外部資金の獲得(件数10%増加)を促進する。

- ・【74-1】文部科学省及び他機関における公募型事業に関する情報を一覧にまとめ、部局長会議での周知やグループウェアの掲載など、情報提供と情報共有によりプロジェクト研究を促進させる。
また、本学の機能強化構想に掲げる4つの戦略・8つの取組と連携した研究プロジェクトを立ち上げ、外部資金の獲得に繋げる。

【75】民間事業者への障害者支援の手法の提供

障害者差別解消法施行に伴い不当な差別的取り扱いが禁止され、努力義務ではあるが合理的配慮の提供を求められる民間事業者に対し、本学の有する聴覚・視覚障害者への適切な配慮の手法等を積極的に提供することにより、これらの民間事業者との良好な関係を構築し、外部資金・寄付金の獲得に繋げ、かつ、卒業生の就職先の確保を行う。

- ・【75-1】本学が卒業生の就職先の確保を目的に実施する企業説明会等に参加した企業や卒業生が在職する企業を対象とした障害者支援に関するニーズ調査の結果を基に、企業における合理的配慮など障

害者支援に関する情報を提供する。

- ・【75-2】外部資金の獲得増に資するため、本学の研究シーズ集及び企業向け基金パンフレットを作成し、企業説明会等に参加する企業に配布する。

【76】全学同窓会組織の整備

全学同窓会組織を整備することにより、卒業生の卒業後の状況を把握し、今後の就職支援や教育内容の改善に繋げるとともに、可能な卒業生への支援も実施することで、本学との連携を深め、寄付者を拡大（5%増加）させる。

- ・【76-1】平成28年度に実施した他大学における全学同窓会組織の整備状況や本学の同窓会組織の現状等の調査結果を基に、本学の全学的同窓会組織の設立について検討を行う。

【77】保健科学部附属東西医学統合医療センターの経営面等の最適化

保健科学部附属東西医学統合医療センターの診療科（診療医）毎のコスト分析等を行い、経営面・教学面からの総合的な視点により最適化する。

- ・【77-1】保険診療部門ごとの収支分析を行う。また、収支分析結果等を踏まえ、経営及び教学の観点から改善策を作成する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【78】管理的経費の抑制に関する具体的方策

業務内容の見直し、外部委託の促進、ペーパーレス化の推進など業務の効率化を進め、定期的にセグメント毎のコスト分析を行い、その結果を周知徹底することで教職員のコスト意識を改革し、人件費を含む管理的経費を抑制し、一般管理費率を6.0%以内にする。

- ・【78-1】若手職員を中心に業務の総点検を実施するとともに、改善策について可視化した資料を作成し、全教職員の共通認識の下、業務改善を行う。
- ・【78-2】グラフ等の活用により、財務データを分かりやすく示した財務レポートを作成し、全教職員に配布するなど、コスト意識を高め、一般管理費率を昨年度以下とする。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【79】施設等の有効活用

キャンパス内の全ての施設・設備について、利用状況を点検評価し、既得権的な占有を改め、受益者負担制度等の活用によりコスト意識の改革の向上を図るとともに、今後の組織改革に対応した見直しを行うことにより、学長裁量スペースについて、中期目標期間終了時点で現有の10%増加分を確保する。

- ・【79-1】平成28年度に実施した施設・設備の利用実態に関する調査結果を踏まえ、既存施設の有効活用を促進するとともに、共用スペースを拡充する。また、教職員のコスト意識を向上させるため、現

行のスペースチャージ制度の見直しを行う。

【80】総合的な施設マネジメント

計画的・効率的な施設の維持管理を行うため、施設の修繕等維持管理計画を策定し、計画的・戦略的（スペース・チャージ等）に財源を確保するとともに、今後のアカデミック・プランを見据えた総合的な施設マネジメントを実施する。

- ・【80-1】平成29年3月に策定した施設設備維持管理計画に基づき、老朽化した空調設備等の改修を行う。

【81】資金の安定的・効果的な運用

余裕資金の運用にあたっては、社会情勢を考慮しながら、効率性と安全性を総合的に勘案し、最適な資金運用を行い、受取利息額の7.5%増額を目指す。

- ・【81-1】運用益の増額を図るため、運用率（運用原資に対する運用額の割合）を63%から70%に引き上げる。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【82】自己点検・評価システムの改善

自己点検・評価においては項目毎に評価者・評価方法及び評価のサイクルを明確にし、第三者評価を含む多様で透明性のある迅速な評価を実施する。また、評価結果のフィードバック方法を明確にし、評価結果が確実に業務の改善に反映されるPDCAサイクルを確立する。

- ・【82-1】平成28年度に構築した自己点検・評価システムにより自己評価を行う。また、評価結果について経営協議会委員等の外部有識者の意見を聴取する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【83】効果的・積極的な情報発信

「筑波技術大学広報戦略（仮称）」を平成28年度中に策定し、「誰に」「何を」「どうやって」情報発信していくのかを明確にし、かつ、学科等毎に情報収集・発信責任者を設けるなど情報の入手から発信までを体系化することで、効果的・積極的な情報発信を行う。

- ・【83-1】平成28年度に策定した広報戦略と現状との整合性に関する検証結果を踏まえ、将来の本学学生となり得る高校生を対象に、本学の教育・研究等を紹介した大学案内を新たに作成し、配布する。

【84】アクセシビリティの高い広報活動

障害者団体や特別支援学校等のステークホルダーへの直接的広報活動においては、視覚障害者には、点訳やDAISY等を活用し、また、聴覚障害者には手話や文字通訳等によるなど受け手側のニーズに配慮したアクセシビリティの高い広報活動を実施する。

- ・【84-1】オープンキャンパス，大学説明会及び公開講座等において，視覚障害者に対して点訳等を用いたパンフレット等を作成・配布するとともに，聴覚障害者に対して手話や文字通訳等を行う。

【85】多言語への対応

外国人留学生の受入れや国際化を踏まえ，ホームページ，リーフレット等各種広報媒体の本学基本情報を多言語に対応させる。

- ・【85-1】英語，中国語及び韓国語に翻訳している本学のホームページの内容を，最新情報を用いてリニューアルする。

V その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【86】新たな施設設備の整備

聴覚・視覚障害者の高等教育に関する我が国の中核機関として4年制大学化，大学院設置によって生じた教室，研究室等の不足（狭隘化）の解消及び他大学への障害者に対する合理的配慮となる情報保障支援体制の充実を図るため，施設設備の整備・活用を計画的に推進する。

- ・【86-1】平成29年7月竣工予定の総合研究棟に，大学院生研究室及び共同研究室を配置する。また，前年度に実施した施設・設備の利用実態に関する調査結果を踏まえ，既存施設を有効に活用する。

【87】既存施設設備の整備

聴覚・視覚障害者のための教育研究，生活環境としてのバリアフリー化（多目的トイレ，点字ブロックの整備，段差解消等），安全性，情報保障に関する見直しを行うとともに，バリアフリー委員会，障害に対する合理的配慮に関するワーキンググループ及び障害当事者の意見を踏まえキャンパスマスタープランの充実を行う。また，施設設備等の維持管理のために老朽化の点検を行い，整備計画並びに学内情報ネットワークの整備及び適切な管理に関する方策を策定し整備を行う。

- ・【87-1】平成29年3月に改定したキャンパスマスタープランに基づき，聴覚・視覚障害者に適した教育研究環境を整備する。

【88】施設等の有効活用

キャンパス内の全ての施設・設備について，利用状況を点検評価し，既得権的な占有を改め，受益者負担制度等の活用によりコスト意識の改革の向上を図るとともに，今後の組織改革に対応した見直しを行うことにより，学長裁量スペースについて，中期目標期間終了時点で現有の10%増加分を確保する。

- ・【88-1】平成28年度に実施した施設・設備の利用実態に関する調査結果を踏まえ，既存施設の有効活用を促進するとともに，共用スペースを拡充する。また，教職職員のコスト意識を向上させるため，現行のスペースチャージ制度の見直しを行う。

【89】総合的な施設マネジメント

計画的・効率的な施設の維持管理を行うため、施設の修繕等維持管理計画を策定し、計画的・戦略的（スペース・チャージ等）に財源を確保するとともに、今後のアカデミック・プランを見据えた総合的な施設マネジメントを実施する。

- ・【89-1】平成29年3月に策定した施設設備維持管理計画に基づき、老朽化した空調設備等の改修を行う。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【90】学生の安全確保等

聴覚・視覚障害学生に対する、感染症対策、実験・実習・インターンシップ中の事故対策、健康管理、緊急時の情報伝達・避難体制等に配慮した安全管理、事故防止マニュアルを充実させるとともに、定期的に全学の防災訓練・避難訓練等を実施するなど、学生の安全確保を徹底する。また、重複障害学生に対してヒアリングを実施し、基礎的環境整備を行う。

- ・【90-1】最新情報を基に危機管理マニュアルを改定するとともに、各キャンパスで防災訓練を実施する。また、重複障害学生へ配慮した構内環境を整備する。

【91】毒物等の安全管理体制

毒物等の管理については、安全衛生委員会の実査により事故等を未然に防止するとともに、学生、教職員に広く安全管理意識を啓蒙する。

- ・【91-1】最新情報を基に毒物・劇物等の適切な取扱要領を改定するとともにグループウェアに掲示するなど、毒物・劇物等の適正管理について全ての学生及び教職員に周知・徹底する。また、毒物・劇物等の管理状況を安全衛生委員会が不定期に実査する。

【92】総合的なリスク管理

業務に係るリスク事象を洗い出し、平成28年度中にリスクマップを作成するとともに発生頻度・影響度の高いリスクに関する対応方針（回避、軽減、移転等）を策定することにより、大学全体のリスク管理を統括し、被害を減免する。

- ・【92-1】平成29年3月に作成したリスクマップ及びリスクに関する対応方針に基づき、リスク管理を行う。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

【93】適切なコンプライアンス体制の確立

コンプライアンス体制における管理体制を整備し、サービス規律に関するマニュアル等の作成、内部通報体制（窓口）の見直しを行い、より適切なコンプライアンス体制を整備するとともに、研究における不正行為の防止、研究費不正使用の防止等に関するガイドライン、研修・説明会や研究倫理教育に伴う情報保障（点訳、DAISY、手話・文字通訳等）に取り組み、大学や特別支援学校等の機関に広く還元し、教職員の法令遵守の意識を高揚させる。また、障害者福祉に関連した法令の情報収集を行い、立法趣旨に沿った制度や体制の整備、研修の実施を行う。

また、情報セキュリティ対策については、最新の情報事故事例やセキュリティ対策を学内で共有することにより、コンプライアンスに対する注意喚起と意識向上を推進する。

- ・【93-1】サービス規律に関するマニュアルを作成し、新任職員研修等で活用するとともに、本学のグループウェアに掲載し、全教職員に周知する。
- ・【93-2】全教職員の法令遵守意識を高めるため、研究不正防止講演会及び研究費の不正使用の防止に関する研修会の実施に当たっては、点字・DAISY等を用いた資料の作成や手話・文字通訳等の情報保障を確実に行う。
- ・【93-3】最新の情報事故事例やセキュリティ対策を共有するため、全教職員を対象に研修会を実施する。また、他機関等で発生した事故事例について、迅速に本学のグループウェアに掲載する。

VI 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

605,795 千円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

・該当なし

IX 剰余金の使途

○決算において剰余金が発生した場合は、

・教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源
・総合研究棟	総 額 99	施設整備費補助金 (84)
・小規模改修		(独) 大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (15)

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

教員については、公募制を一層積極的に活用するとともに、任期付き教員制度を拡充することなどにより、教員の流動性を高める。また、業績評価に基づく年俸制の導入により、優秀な若手教員の雇用を促進する。

事務職員等については、近隣大学との連携の下に人事交流を行うとともに、事務組織の活性化を推進するため、新任職員の採用を計画的に進める。

(参考1) 平成29年度の常勤職員数 175人

また、任期付き職員数の見込みを10人とする。

(参考2) 平成29年度の中期目標期間中の人件費総額見込み 1,879百万円

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成 29 年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2,423
施設整備費補助金	84
船舶建造費補助金	0
補助金等収入	6
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	15
自己収入	402
授業料及び入学料検定料収入	227
附属病院収入	118
財産処分収入	0
雑収入	57
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	33
引当金取崩	0
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
目的積立金取崩	15
計	2,978
支出	
業務費	2,839
教育研究経費	2,644
診療経費	195
施設整備費	99
船舶建造費	0
補助金等	6
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	33
貸付金	0
長期借入金償還金	1
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	0
計	2,978

[人件費の見積り]

期間中総額 1,879 百万円を支出する (退職手当は除く)。

注) 「産学連携等研究収入及び寄付金収入等」のうち, 前年度よりの繰越額からの使用見込額 12 百万円。

2. 収支計画

平成 29 年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	2,902
経常費用	2,902
業務費	2,538
教育研究経費	398
診療経費	77
受託研究費等	9
役員人件費	38
教員人件費	1,377
職員人件費	639
一般管理費	198
財務費用	2
雑損	0
減価償却費	164
臨時損失	0
収益の部	2,903
経常収益	2,903
運営費交付金収益	2,355
授業料収益	194
入学金収益	27
検定料収益	3
附属病院収益	118
受託研究等収益	9
補助金等収益	6
寄附金収益	24
施設費収益	0
財務収益	0
雑益	58
資産見返運営費交付金等戻入	86
資産見返補助金等戻入	23
資産見返寄付金戻入	0
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	1
目的積立金取崩益	0
総利益	1

注) 純利益及び総利益には、附属病院における借入金返済額（建物、診療機器等のための借入金）が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益を計上している。

3. 資金計画

平成 29 年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	3,183
業務活動による支出	2,751
投資活動による支出	182
財務活動による支出	45
翌年度への繰越金	205
資金収入	3,183
業務活動による収入	2,856
運営費交付金による収入	2,423
授業料及び入学料検定料による収入	226
附属病院収入	118
受託研究等収入	9
補助金等収入	6
寄附金収入	16
その他の収入	58
投資活動による収入	99
施設費による収入	99
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	228

別表（学部の学科，研究科の専攻等）

産業技術学部	産業情報学科	140人
	総合デザイン学科	60人
保健科学部	保健学科	120人
	情報システム学科	40人
技術科学研究科	産業技術学専攻	8人
	保健科学専攻	6人
	情報アクセシビリティ専攻	10人